

給水装置工事に係る取扱要綱

平成 19 年 3 月 1 日発行

加除（さしかえ）表

追録第 7 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
白表紙					
総目次					
第 1 部	13 から 14 まで	1	13 から 14 まで	1	12 の次へ
	20 から 21 まで	1	20 から 21 まで	1	19 の次へ
第 2 部	5 から 6 まで	1	5 から 6 まで	1	4 の次へ
	22-1	1	22-1	1	22 の次へ
第 3 部	9 から 10 まで	1	9 から 10 まで	1	8 の次へ
第 4 部					
第 5 部					
参考資料					

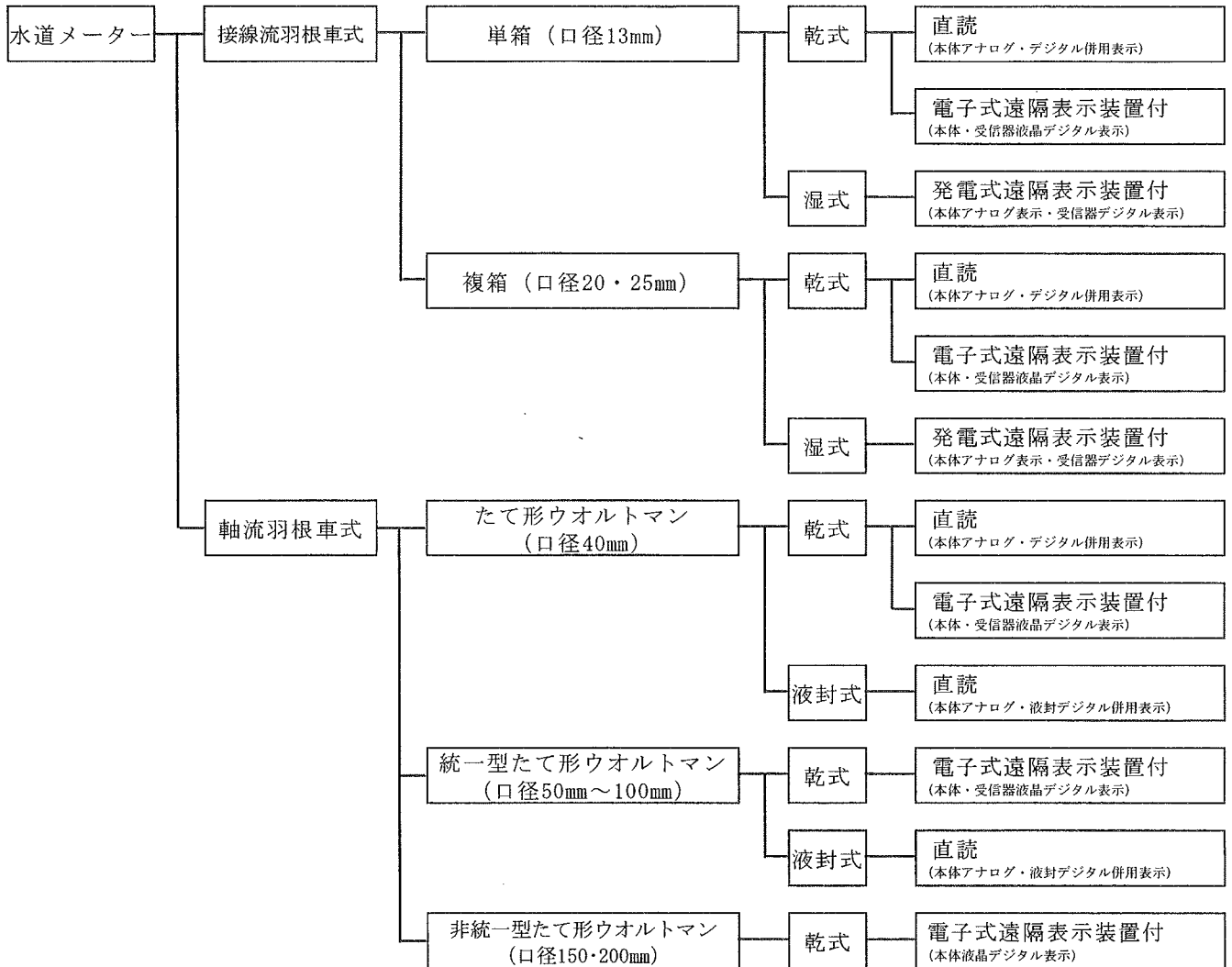
これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

⑤ メーターの選定等

ア 新たに設置するメーターの器種は，原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター，口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。ただし，営業所管内に設置するメーターの器種は，原則として電子メーターとする。

イ 管理者が採用するメーターの器種は，次のとおりとする。

メーター器種一覧



⑥ メーター口径

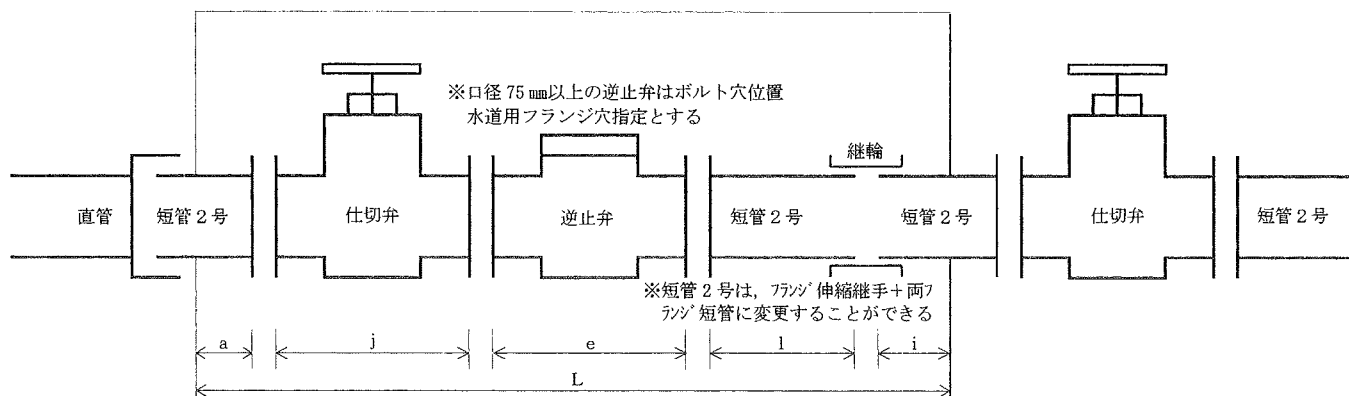
メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター型式	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当り使用時間流量 (m ³ /h)		一ヶ月当 り使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数
			一日時間以 内使用の場合	瞬時的使用 の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間			瞬時的 使用時
13	接線流	0.1～0.8	1.0	1.5	3	5	85	2～4	2
20	〃	0.2～1.6	2.0	3.0	6	10	170	5～15	3
									4
25	〃	0.23～1.8	2.3	3.4	7	11	190	16～20	4
									5
40	たて形軸流	0.3～7.2	9.0	12.0	24	39	700	21～30	6
									17
50	統一型電子式 たて形軸流	2.0～12	25.0	37.0	56	90	2,100		51
75	〃	4.0～24	50.0	75.0	112	180	4,200		
100	〃	6.0～36	80.0	120.0	180	288	6,700		
150	メーカー型電子 式たて形軸流	6.0～90	150.0	225.0	340	540	12,500		
200	〃	10.4～156	260.0	390.0	585	936	21,700		

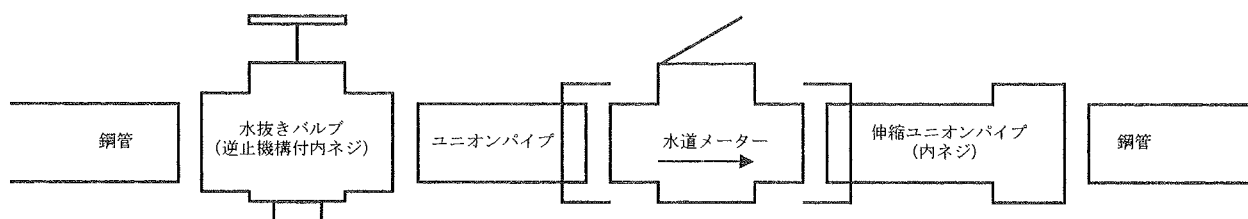
(サ) 口径75mm以上 1～5階直結の逆止弁のみ設置配管

※一建物に複数のメーターを設置する場合。

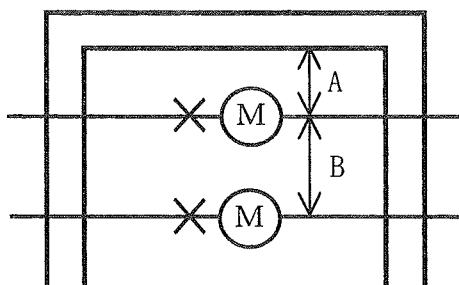


カ 管理者が認める中層建築物の直結給水および受水槽式給水による共同住宅等の特例検針建物の場合の設置配管標準図（屋内設置）

(ア) 口径20～25mm共同住宅各戸パイプシャフト内のメーターと逆止弁の設置配管（水抜きバルブは、逆止機構付内ネジ型の丸ハンドルとする。また伸縮ユニオンパイプは、内ネジ型とする。）



キ 複数のメーターを同一箇所を設置する場合のメーター間の適正寸法は、以下のとおりとする。



口径	13mm	20mm	25mm	40mm
A寸法（単位 mm） 側面よりメーターまでの 最低寸法	75以上	75以上	100以上	150以上
B寸法（単位 mm） メーター間最低寸法 取替作業最低寸法	150以上	150以上	200以上	300以上

【取扱六】

⑨ メーターボックス等の設置

ア メーターは、メーターボックスの中心線上に位置するよう設置すること。

イ メーターボックスは、沈下することがないように十分に基礎を堅固にし、また凍上のおそれがある場所については、位置のずれや傾斜をきたさないようにすること。

ウ メーターボックス内に雨水、汚水等が流入しないよう、設置すること。

エ メーターを鳥居配管とする場合は、エルボ部分にメーターボックスがかからないよう設置すること。また止水栓、仕切弁のネジ部およびフランジ部分に、メーターボックスがかからないよう据え付けること。

⑩ メーターボックス等の構造

ア メーターボックスは、鋳鉄製、合成樹脂製（FRP、ABSなど）またはコンクリート製の管理者が認めたものとする。

イ 屋外にメーターを設置する場合は、管理者の指定する保護ボックスを取り付けること。

ウ メーターを複数同一箇所に設置する場合、コンクリート製のピット等を作製してよいものとする。この場合蓋は、検針およびメーターの取替が容易な構造とし、大きさおよび防寒、防水等防護措置については、管理者と十分打ち合わせること。

エ メーターボックス寸法と対応メーター口径は、次のとおりとする。

名 称	対応口径	メーターボックス内寸法 (単位mm)			摘 要
		L () は上部寸法	W () は上部寸法	H	
A-中	13mm~20mm	(420)480	(320)380	450	各口径1個のみ設置
A-大	25mm	(535)610	(320)395	450	〃
B-2	13mm~40mm	700	400	650	13mm 4個設置 20mm~25mm 2個設置 40mm 1個設置
KB-2	13mm~40mm	720	460	650	13mm~20mm 4個設置 25mm 2個設置 40mm 1個設置
B-3	13mm~40mm	700	600	650	13mm~20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 2個設置
KB-3	13mm~40mm	900	660	650	13~20mm 6個設置 25mm 4個設置 40mm 3個設置
B-4	13mm~50mm	1,000	600	650	13~20mm 6個設置 25mm 5個設置 40mm 3個設置 50mm 1個設置
T-1	50mm~75mm	1,260	760	900	各口径1個のみ設置
T-2	50mm~150mm	1,560	760	900	〃
T-3	150mm	1,800	900	1,150	〃
保護ボックス	13mm~40mm	540	390	200×300	軽量コンクリート製(Aボックス同時使用)
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	ABS製
保護ボックス(蓋)	—	600	450	—	縞鋼板製(枠付き)

【取扱七】

④ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館土木現業所 事業部事業第一課管理係	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 維持課施設管理係	(代)21-3410
	函館市戸井支所 建設課	(代)82-2111
	函館市恵山支所 建設課	(代)85-2331
	函館市楳法華支所 建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 建設課	(代)25-5087
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 事業部下水道課管渠第1係 管渠第2係	(代)27-8763
		(代)27-8764
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111
		43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予 防 課 警 防 課	22-2144
		22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導係または各営業所に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を料金課または各営業所（水道局指定金融機関）に提出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器係または各営業所に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(中層建築物用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(特例検針住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

閲 覧 申 込 書

平成 年 月 日

請求者	氏 名		電 話			
	会 社 名	(法人・個人)				
	住 所					
給水装置および排水設備台帳	設置場所	函館市	町	丁目	番地	号
	利用目的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>				
	閲覧項目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>				
複写申込	複写申込	有り 無し (どちらかに○)				
	複写資料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 <p style="text-align: center;">※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。</p>				

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

【取扱七】

水道局確認欄
担当職員 印

水道局確認欄
担当職員 印

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113 JWWA A 113	φ75～350(250)K形(NS形)3種管 モルタルライニング	(JIS G 5526) (JIS A 5314)
	JWWA G 113 JWWA G 112	φ75～350(250)K形(NS形)3種管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5526) (JIS G 5528)
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	φ75～350(250)K形(NS形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装	(JIS G 5527)
	JWWA G 112		(JIS G 5528)
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50第1種二層管(軟質)	NS形の切管には1種管使用
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	埋設用
	JWWA B 116 準拠品	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ40×20 φ50×20～25 A形(ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (ショート形)	JWWA B 122	φ75～250(旧函館市地区用:左閉じ)	
		φ75～250(旧亀田市地区用:右閉じ)	
水道用ソフトシール仕切弁 (ショート形)	JWWA B 120	φ75～250(旧函館市地区用:左閉じ)	※使用制限については 次ページに記載
		φ75～250(旧亀田市地区用:右閉じ)	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ75～350×13～25(7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150(3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50(甲形,内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50(ばね式,単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁(ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50(10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	
丸大型路面蓋	函館市仕様	FCD製 小蓋付き	
コンクリート大・中丸管	函館市仕様	大 ϕ 750×600 中 ϕ 450×300	
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	ϕ 13~50 (H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様	L 300×W 300×H 140	
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		ϕ 75~350のDIPに被覆する。
FRP製バルブ標示杭	函館市仕様	L 45×W 45×H 450	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中(ϕ 13, 20)・大(ϕ 25)
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中(ϕ 13, 20)・大(ϕ 25) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-1	函館市仕様	L 530×W 380×H 200	ϕ 13~25(Aボックス使用) メーター位置改善工事用
メーターボックスB-2	函館市仕様	L 700×W 400×H 650	ϕ 13 : 4個 ϕ 20, 25 : 2個 ϕ 40 : 1個
メーターボックスKB-2		L 720×W 460×H 650 逆止弁の通路設置用鋳鉄蓋	ϕ 13, 20 : 4個 ϕ 25 : 2個 ϕ 40 : 1個
メーターボックスB-3	函館市仕様	L 700×W 600×H 650	ϕ 13, 20 : 4個 ϕ 25 : 3個 ϕ 40 : 2個
メーターボックスKB-3		L 900×W 660×H 650 逆止弁の通路設置用鋳鉄蓋	ϕ 13, 20 : 6個 ϕ 25 : 4個 ϕ 40 : 3個
メーターボックスB-4	函館市仕様	L 1000×W 600×H 650	ϕ 13, 20 : 6個 ϕ 25 : 5個 ϕ 40 : 3個 ϕ 50 : 1個
メーターボックスT-1	函館市仕様	L 1260×W 760×H 900	ϕ 50 : 1個
メーターボックスT-2	函館市仕様	L 1560×W 760×H 900	ϕ 75, 150 : 各1個
メーターボックスT-3	函館市仕様	L 1800×W 900×H 1150	ϕ 150 : 1個
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製, 縞鋼板製 縞鋼板製チェーン付	

※ 水道用ソフトシール仕切弁 (ϕ 75~250) の使用制限について

- 次の仕切弁については、水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁とする。
 - ア 水道メーター等の設置用の一次側仕切弁
 - イ 開発行為等で道路上に設置する場合、通常全閉状態（常鎖）として使用する
箇所や将来常鎖として使用することが想定される仕切弁
 - ウ 配水本管（ ϕ 300以上）からの分岐箇所や流量調整箇所等で、制御して使用することが想定される仕切弁

※ 仕切弁および青銅弁の規格表示について

- 道路上に設置した弁については、検査員が透明フィルムのタグを弁きょう等の蓋に取付け規格表示する。（施工年度、バルブ機種、口径、開閉方向等）